

大阪市入札契約事務コンプライアンス推進方針

策定 令和3年3月19日

1 本方針について

大阪市では、全庁的な入札契約事務に関するコンプライアンスの取組みを強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底を図るため、平成27年度から「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」を策定し、PDCAサイクルに沿った取組みを行ってきた。

入札契約に関する不祥事案が繰り返されないよう職員の入札契約事務に関するコンプライアンス意識を維持向上していくためには、職員一人ひとりにまでこの取組みを浸透させることが重要である。

本方針については、これまで拡充・見直しを行ってきた「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」を基本として、全庁的な取組内容を定めたものである。

各所属においては、組織全体として着実に本方針の取組みを実施することで官製談合等の不正行為の発生防止に継続的・恒久的に取り組まれない。

2 取組内容

(1) コンプライアンス確保のための体制整備

ア 入札情報の管理徹底

取組内容	取組所属
(ア) 設計価格等に関する情報管理の徹底（情報漏えい防止）	
・「入札契約情報管理マニュアル」の遵守 ・「一般競争入札事務処理マニュアル」の遵守 （予定価格調書作成ルール（作成時期・複数職員・封印後金庫内施錠保管）等	全所属
(イ) 書類審査時における入札参加者の秘密保持の徹底 （技術提案書等の審査時におけるマスキングの徹底など）	
・「業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公共工事総合評価落札方式運用ガイドライン」の遵守	全所属

イ 不正行為や不当圧力の排除

取組内容	取組所属
(ア) 発注者綱紀保持の取組み（関係業者等との対応、不当圧力への対応など）	
・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守	全所属
(イ) 外部者（元市職員を含む。）の執務室内立入禁止の徹底	
・執務室等への周知ポスターの掲示	全所属

(ウ) 録音録画装置の設置・運用		
	・「録音録画装置設置運用要綱」等の遵守	大阪市入札契約制度 改善検討委員会構成局
(エ) 不当圧力対応の記録等		
	・「要望等記録制度」（政策企画室）の遵守 ・「団体との協議等のもち方に関する指針」（政策企画室）の遵守 ・「不当要求行為・クレーム対応マニュアル」（総務局・政策企画室）の活用	全所属

ウ 知識の習得及びコンプライアンス意識の醸成

取組内容		取組所属
(ア) 契約事務研修の実施		
	・職員の階層や属性に応じた契約事務研修及びコンプライアンス研修の実施	契約管財局

(2) 不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応

取組内容		取組所属
(ア) 談合等不正行為に関する情報への対応		
	・「大阪市談合情報等対応マニュアル」の遵守 （談合情報等の速やかな報告、不自然な入札（疑義案件）の調査）など	全所属
	・談合防止について事業者への周知	契約管財局
(イ) 不自然な入札（疑義案件）の分析・研究		
	・疑義案件の分析 ・大阪市入札等監視委員会に報告 ・入札結果の監視 ・疑義案件・不正入札の継続的な研究 など	契約管財局

(3) その他

取組内容		取組所属
(ア) 不正・不適正事案及び他団体の取組み事例の調査研究		
	・本市事案における刑事裁判、懲戒処分事案、定期監査結果、大阪市公正職務審査委員会勧告その他不正・不適正事案の調査結果における指摘に対する改善状況のチェック ・他の発注機関における先進的な取組み事例や、刑事裁判、官製談合事件や不適正随意契約事案などのチェック	契約管財局

(イ) 定期的な人事異動の実施		
	・ 価格漏洩など不正行為疑念払拭のため、業者等の利害関係者と接点のある職場について、定期的な人事異動を実施 ・ 異動先が限定される専門的職種等、定期的な人事異動が困難な所属については、長期在籍職員に対して研修受講への促進等を行い、研修を通じてコンプライアンス意識を徹底	各所属
(ウ) 相談対応の実施		
	・ 相談対応制度の継続実施及び利用促進（職員研修時のPR、制度改善、課題解消事案の情報発信）	契約管財局

3 取組の実施について

- (1) 契約管財局において、「2 取組内容」の適切な実施のため、実施状況確認表（チェックリスト）を作成する。
- (2) 各所属は実施状況確認表（チェックリスト）を活用し、各取組項目を着実に実施すること。
- (3) 契約管財局は、取組みの実施状況を確認するため、必要に応じて各所属に対し、書面調査又は実地調査を実施する。
- (4) 調査において、改善を要する内容が確認された場合は、口頭もしくは文書において指導し、指導を受けた所属は速やかに改善を行い、その結果を契約管財局に報告すること。

4 実施状況のとりまとめ

契約管財局は、各所属の実施状況を年度毎にとりまとめ、大阪市入札等監視委員会に報告し、同委員会からの意見とともに契約管財局の所属サイトへ掲載するなどにより全所属への情報共有を図る。

附 則

この方針は、令和3年4月1日から施行する。